

地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金（産科・新生児科救急勤務医支援事業）  
実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき実施する産科・新生児科救急勤務医支援事業について、必要な事項を定めるものである。

（事業の目的）

第2 この事業は産科又は新生児科（新生児医療を行う小児科を含む。以下同じ。）の救急診療に従事する医師（以下「産科・新生児科救急勤務医」という。）に対して、休日又は夜間に行われる妊産褥婦（妊娠中又は出産後満4週未満の女性をいう。以下同じ。）又は新生児（生後4週未満の児をいう。以下同じ。）への救急診療件数（診療報酬の算定基準を満たしているものに限る。以下「産科・新生児科救急診療件数」という。）に応じて支給される手当（以下「産科・新生児科救急診療手当等」という。）を支給することにより、処遇改善を通じて、過酷な勤務状況にある産科・新生児科救急勤務医の確保を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第3 補助の対象者は、次の要件を全て満たすもの又はこれに準じるものと判断されるものとする。

（1） 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、産科・小児科救急勤務医に対して、産科・新生児科救急診療手当等を支給することを明記し、雇用する産科・小児科救急勤務医に対して手当を支払っている医療機関であること。

なお、個人が開設する医療機関においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科・小児科救急勤務医に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、適当と認められる場合は開設者本人についても対象とする。

（2） 産科・新生児科救急診療手当等の創設を理由として、既存の手当の減額を伴う就業規則の改正等を行っていないこと。

（事業内容）

第4 この事業は、過酷な勤務状況にある産科・新生児科救急勤務医に対し産科・新生児科救急診療手当等を支給するものである。

(補助対象経費等)

第5 補助金の基準額, 補助対象となる経費及び補助率は, 交付要綱別表1のとおりとし, 補助金の交付額は, 次に掲げる方法により算出された額とする。ただし, その額に千円未満の端数が生じた場合には, これを切り捨てるものとする。

(1) 交付要綱別表1に定める補助対象経費(産科・新生児科救急診療1件につき医師1人当たりの額。ただし, 1件の産科・新生児科救急診療当たり6人まで。)の額(同表基準額に定める額を限度額とする。)を施設毎に合計した額を選定する。

(2) 前号により選定された額に交付要綱別表1に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(交付の申請)

第6 補助金の交付申請にあたって, 交付要綱第3条第2項(5)に規定するその他参考となる書類として, 次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 産科・新生児科救急勤務医支援事業計画書(要領様式第1号ーア)

(2) 産科・新生児科救急診療手当支給予定額明細書(要領様式第1号ーイ)

(実績報告)

第7 補助金の実績報告にあたって, 交付要綱第6条第2項(5)に規定するその他参考となる書類として, 次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 産科・新生児科救急勤務医支援事業実績報告書(要領様式第2号ーア)

(2) 産科・新生児科救急診療手当支給実績額明細書(要領様式第2号ーイ)

附 則

この要領は, 平成30年11月1日から施行し, 平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は, 令和2年1月28日から施行し, 平成31年4月1日から適用する。